

社援発 0329 第 48 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による介護扶助の運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の介護扶助については、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

改正後	改正前
<p>第1～第4(略)</p> <p>第5 介護扶助実施方式</p> <p>1(略)</p> <p>2 介護扶助の決定 要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 他法他施策との関係 (介護保険の被保険者) (略) (介護保険の被保険者ではない要保護者) ア(略)</p> <p>イ 自立支援給付等との適用関係における留意点 被保険者以外の者は、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護、要支援状態にあるものとして、介護扶助の適用対象となるが、他法他施策の活用、特に自立支援給付等と介護扶助との適用関係においては、自立支援給付等が介護扶助に優先することから、福祉事務所においては、介護扶助の決定に際して以下の点について留意すること。</p> <p>(ア)・(イ)(略)</p> <p>(ウ) 要保護者が身体障害でない場合 初老期における認知症等ではあるが、要保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握した上で自立支援給付等の優先適用について検討すること。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討すること。</p> <p>また、特定疾病になる以前から、既に障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用している者が特定疾病に罹患した場合にあっては、障害支援区分の認定を再度行うことにより、特定疾病を罹患したことに伴い必要となる障害福祉サービスを受けることが可能となる場合がある点に留意し、可能となる場合には自立支援給付等の優先適用を検討すること。</p> <p>身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援</p>	<p>第1～第4(略)</p> <p>第5 介護扶助実施方式</p> <p>1(略)</p> <p>2 介護扶助の決定 要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 他法他施策との関係 (介護保険の被保険者) (略) (介護保険の被保険者ではない要保護者) ア(略)</p> <p>イ 自立支援給付等との適用関係における留意点 被保険者以外の者は、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護、要支援状態にあるものとして、介護扶助の適用対象となるが、他法他施策の活用、特に自立支援給付等と介護扶助との適用関係においては、自立支援給付等が介護扶助に優先することから、福祉事務所においては、介護扶助の決定に際して以下の点について留意すること。</p> <p>(ア)・(イ)(略)</p> <p>(ウ) 要保護者が身体障害でない場合 初老期における認知症等ではあるが、要保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握した上で自立支援給付等の優先適用について検討すること。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討すること。</p> <p>また、特定疾病になる以前から、既に障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用している者が特定疾病に罹患した場合にあっては、障害支援区分の認定を再度行うことにより、特定疾病を罹患したことに伴い必要となる障害福祉サービスを受けることが可能となる場合がある点に留意し、可能となる場合には自立支援給付等の優先適用を検討すること。</p> <p>身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援</p>

給付等の支給決定等を受けるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との連携が不可欠であることから、この点についても留意した上で適切な執行に努めること。

現在は自立支援給付等を活用せず、その一方で、介護扶助が継続されているケースについても、上記 イア～ウまでを参考に自立支援給付等を適用することができる場合は優先的に適用すること。

なお、上記継続ケースへの自立支援給付等の優先適用に当たっては、指定介護機関等と連携して要保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容を主体的に把握し、次表「介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表」を参考の上、介護サービスに対応する障害福祉サービスがある場合は、障害福祉サービスの活用が可能であるかについて必ず検討を行い、活用可能な障害福祉サービスについては優先的に活用し、一律に介護扶助を適用することのないよう、留意すること。

介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
短期入所療養介護	居宅要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護医療院・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が受ける看護そ	短期入所（ショートステイ）（医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設・介

給付等の支給決定等を受けるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との連携が不可欠であることから、この点についても留意した上で適切な執行に努めること。

現在は自立支援給付等を活用せず、その一方で、介護扶助が継続されているケースについても、上記 イア～ウまでを参考に自立支援給付等を適用することができる場合は優先的に適用すること。

なお、上記継続ケースへの自立支援給付等の優先適用に当たっては、指定介護機関等と連携して要保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容を主体的に把握し、次表「介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表」を参考の上、介護サービスに対応する障害福祉サービスがある場合は、障害福祉サービスの活用が可能であるかについて必ず検討を行い、活用可能な障害福祉サービスについては優先的に活用し、一律に介護扶助を適用することのないよう、留意すること。

介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
短期入所療養介護	居宅要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とす	短期入所（ショートステイ）（医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設・介

		他の必要な医療と日常生活上の世話		護医療院において実施可能) ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等 が対象となる。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		る人)が受ける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話		護医療院において実施可能) ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等 が対象となる。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 要支援者への予防給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
短期入所サービス	介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者(病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人)が、介護老人保健施設・介護医療院・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生	短期入所(ショートステイ)(医療型) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設・介護医療院において実施可能) ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬

2 要支援者への予防給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
短期入所サービス	介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者(病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人)が、介護老人保健施設・ <u>介護療養型医療施設</u> ・介護医療院・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練	短期入所(ショートステイ)(医療型) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設・介護医療院において実施可能) ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬

	活上の支援		化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

ウ・エ (略)

(3) 本人支払額の決定

ア (略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等 (略)	対象サービス (略)	負担割合 (略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く。)	100%

	等の必要な医療と日常生活上の支援		化症等の運動ニューロン疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)

ウ・エ (略)

(3) 本人支払額の決定

ア (略)

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額300円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、上記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等 (略)	対象サービス (略)	負担割合 (略)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、 <u>介護療養施設サービス(食費及び居住費を除く。)</u> 及び介護医療院サービス(食費及び居住費を除く。)	100%

原爆被爆者援護法 (一般疾病医療費の 給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅 療養管理指導、通所リハビリテーション、 短期入所療養介護(食費及び居住費を除 く。)介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション、介護予防居宅療養管理 指導、介護予防通所リハビリテーション、 介護予防短期入所療養介護(食費及び居住 費を除く。)介護保健施設サービス(食費 及び居住費を除く。)及び介護医療院サー ビス(食費及び居住費を除く。)	100%
被爆体験者精神影響 等調査研究事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅 療養管理指導、通所リハビリテーション、 短期入所療養介護(食費及び居住費を除 く。)介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション、介護予防通所リハビリ テーション、介護予防居宅療養管理指導、 介護予防短期入所療養介護(食費及び居住 費を除く。)介護保健施設サービス(食費 及び居住費を除く。)及び介護医療院サー ビス(食費及び居住費を除く。)	100%
難病の患者に対する 医療等に関する法律 (難病医療費助成)	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及 び介護医療院の訪問リハビリテーション、 医療機関及び介護医療院の介護予防訪問 リハビリテーション、居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導及び介護医療 院サービス(食費及び居住費を除く。)	100%
(略)	(略)	(略)

ウ・エ (略)
(4)~(9) (略)
3~6 (略)

第6~第9 (略)

附則 (略)

原爆被爆者援護法 (一般疾病医療費の 給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅 療養管理指導、通所リハビリテーション、 短期入所療養介護(食費及び居住費を除 く。)介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション、介護予防居宅療養管理 指導、介護予防通所リハビリテーション、 介護予防短期入所療養介護(食費及び居住 費を除く。)介護保健施設サービス(食費 及び居住費を除く。)介護療養施設サー ビス(食費及び居住費を除く。)及び介護医療 院サービス(食費及び居住費を除く。)	100%
被爆体験者精神影響 等調査研究事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅 療養管理指導、通所リハビリテーション、 短期入所療養介護(食費及び居住費を除 く。)介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション、介護予防通所リハビリ テーション、介護予防居宅療養管理指導、 介護予防短期入所療養介護(食費及び居住 費を除く。)介護保健施設サービス(食費 及び居住費を除く。)介護療養施設サー ビス(食費及び居住費を除く。)及び介護医療 院サービス(食費及び居住費を除く。)	100%
難病の患者に対する 医療等に関する法律 (難病医療費助成)	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及 び介護医療院の訪問リハビリテーション、 医療機関及び介護医療院の介護予防訪問 リハビリテーション、居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導、 <u>介護療養施設 サービス</u> 及び介護医療院サービス(食費及 び居住費を除く。)	100%
(略)	(略)	(略)

ウ・エ (略)
(4)~(9) (略)
3~6 (略)

第6~第9 (略)

附則 (略)

様式第1号・様式第2号(略)

様式第3号

様式第3号

生活保護法介護券(年 月分)

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単	独・併用
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ)氏名		生年月日	1.明	2.大
		性別	3.昭	1.男
			年	2.女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで		
居住地				
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護予防・日常生活支援	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 訪問看護 訪問リハ 通所介護 通所リハ 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	看護小規模多機能型居宅介護 第一号訪問事業 第一号通所事業 第一号生活支援事業	
		施設介護	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設	
		居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・日常生活支援	居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	
		本人支払額		円
地区担当員名	取扱担当者名 福祉事務所長 印			
備考	介 護 保 険	あ	り	な
	そ の 他			

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする。こと。

様式第4号の1～様式第6号(略)

様式第1号・様式第2号(略)

様式第3号

様式第3号

生活保護法介護券(年 月分)

公費負担者番号		有効期間	日から	日まで
受給者番号		単独・併用別	単	独・併用
保険者番号		被保険者番号		
(フリガナ)氏名		生年月日	1.明	2.大
		性別	3.昭	1.男
			年	2.女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5			
認定有効期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで		
居住地				
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防事業者・地域包括支援センター名	事業所番号			
指定介護機関名	事業所番号			
居宅介護予防・日常生活支援	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 訪問看護 訪問リハ 通所介護 通所リハ 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	看護小規模多機能型居宅介護 第一号訪問事業 第一号通所事業 第一号生活支援事業	
		施設介護	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設	
		居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・日常生活支援	居宅介護支援 介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	
		本人支払額		円
地区担当員名	取扱担当者名 福祉事務所長 印			
備考	介 護 保 険	あ	り	な
	そ の 他			

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとする。こと。

様式第4号の1～様式第6号(略)